京都府済生会訪問看護ステーション

訪問看護、介護予防訪問看護

重要事項説明書

＜令和８年４月１日現在＞

１．　事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人恩賜財団済生会支部京都府済生会
代 表 者 名	支部会長　　吉田　憲正
所在地・連絡先	（所在地）　京都府長岡京市下海印寺下内田 101 番地 （電話）　　０７５－９５５－０１１１（代） （FAX）　　０７５－９５４－８２６６

２．　事業所の概要

（１）名称及び事業所指定番号

事業所名	社会福祉法人恩賜財団京都府済生会訪問看護ステーション
所在地・連絡先	（所在地）京都府長岡京市下海印寺下内田 101 番地 （電話）　　075-956-9461・075-874-1559 （FAX）　　075-874-2791．075-874-1663
事業所指定番号	２６６３０９００１３
管理者の氏名	所長　　池垣　麗子

（２）　事業所の職員体制

従業者の職種	人数（人）	区　分				職務の内容等
		常勤（人）		非常勤（人）		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			訪問看護等サービスが行われるような必要な管理及び従業者の一元管理を行う。
看護職員（看護師）	7	5		2		主治医の指示により訪問看護等計画に基づき訪問看護サービスにあたる。
理学療法士	3	1		2		主治医の指示による訪問看護等計画に基づき指定訪問看護を担当する。
作業療法士	2			2		主治医の指示による訪問看護等計画に基づき指定訪問看護を担当する。
言語聴覚士	0					主治医の指示による訪問看護等計画に基づき指定訪問看護を担当する。
事務職員	1			1		事業の実施に当たって必要な事務を行う

（３）通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	向日市・長岡京市・大山崎町

※　上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

（4）営業日・営業時間帯

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前８時４５分から午後５時 30 分まで

※　営業しない日　：　土曜日・日曜日・祝日・１２月２９日から１月３日

サービス提供日	月曜日から金曜日
サービス提供時間	８：４５から１７：３０

3　サービスの提供

サービス区分と種類	サービスの内容。手順等
1　訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者にかかる居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
2　訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪などによる清潔の保持 ③ 食事及び排泄等日常生活の世話 ④ 褥瘡の予防及び処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ 認知症患者の看護 ⑦ 療養生活や介護方法の指導 ⑧ カテーテルなどの交換・管理 ⑨ その他・医師の指示による医療処置 ⑩ 終末期の看護 ⑪ 社会資源の活用についての助言 ⑫ ご家族への介護指導 ⑬ 医療機器の管理 ⑭ 住宅改造、介護用品に対するアドバイス
3　その他	相　談 所長　池垣　麗子

■ 訪問看護計画（介護予防訪問看護）の作成及び評価

担当の看護職員等が、主治の医師の指示及び居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に基づき、利用者の直面している課題等を把握し、利用者の希望を踏まえて、訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して交付します。

4　費　用

介護保険の適用がある場合は、利用者の負担割合（負担割合証に記載、原則として基本料金の１割、2 割、3 割）に応じた負担額となります。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、一旦利用料の請求は保留とし状況に応じて、利用者は１か

月につき料金表の利用料金金額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供書を発行しますので、保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

【料　金　表】

■ 訪問看護　（地域区分　　１単位：１０．７０円）

※　１回につき　　（サービス提供体制加算６点含む）

サービス提供時間		サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額（1 割）
看護師による場合	２０分未満	320 単位	3,430 円	343 円
	20 分以上 30 分未満	477 単位	5,110 円	511 円
	30 分以上 1 時間未満	829 単位	8,870 円	887 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1134 単位	12,140 円	1,214 円
理学療法士による場合	１日に２回までの場合	300 単位	3,210 円	321 円
	１日に２回を越えて行う場合	271 単位	2900 円	290 円

■ 訪問看護加算項目

夜間（午後６時から午後１０時） 早朝（午前６時から午前８時）の加算	上記の額に１回につき２５％加算します。
深夜（午後１０時から午前６時）の加算	上記の額に１回につき５０％加算します。

加算項目	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額（1 割）	内　容
初回加算(Ⅰ)	350 単位	3,750 円	375 円	退院日
初回加算（Ⅱ）	300 単位	3,210 円	321 円	
口腔連携強化加算	50 単位	540 円	54 円	1 月につき 1 回
サービス提供体制加算（Ⅰ）	6 単位	70 円	7 円	毎回
サービス提供体制加算（Ⅱ）	3 単位	40 円	4 円	毎回
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600 単位	6,420 円	642 円	1 月につき 1 回
長時間訪問看護加算	300 単位	3,210 円	321 円	
複数名訪問看護加算	254 単位（30 分未満）	2,720 円	272 円	
	402 単位（30 分以上）	4,310 円	431 円	
退院時共同指導加算	600 単位	6,420 円	642 円	
ターミナルケア加算	2500 単位	26,750 円	2,675 円	
特別管理加算Ⅰ	500 単位	5,350 円	535 円	1 月につき 1 回
特別管理加算Ⅱ	250 単位	2680 円	268 円	1 月につき 1 回
看護体制強化加算Ⅰ	550 単位	5,890 円	589 円	1 月につき 1 回

看護体制強化加算Ⅱ	200 単位	2,140 円	214 円	1月につき1回
看護・介護職員連携強化加算	250 単位	2,680 円	268 円	1月につき1回

■ 介護予防訪問看護　　（地域区分　　1単位：１０．７０円）

※　1回につき　　（サービス提供体制加算6点を含む）

サービス提供時間		サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額（1割）
看護師による場合	２０分未満	309 単位	3,310 円	331 円
	20 分以上 30 分未満	457 単位	4,890 円	489 円
	30 分以上 1 時間未満	800 単位	8,560 円	856 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1096 単位	11,730 円	1,173 円
理学療法士による場合	1 日に 2 回までの場合	290 単位	3,110 円	311 円
	1 日に 2 回越えの場合	148 単位	1,590 円	159 円

■ 介護予防訪問看護加算項目

夜間（午後6時から午後１０時） 早朝（午前6時から午前8時）の加算	上記の額に1回につき２５%加算します。
深夜（午後１０時から午前6時）の加算	上記の額に1回につき５０%加算します。

加算項目	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額（1割）	内　容
初回加算(Ⅰ)	350 単位	3,750 円	375 円	退院日
初回加算（Ⅱ）	300 単位	3,210 円	321 円	
口腔連携強化加算	50 単位	540 円	54 円	
サービス提供体制加算（Ⅰ）	6 単位	70 円	7 円	毎回
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600 単位	6,420 円	642 円	1月につき1回
長時間訪問看護加算	300 単位	3,210 円	321 円	
複数名訪問看護加算	254 単位（30 分未満）	2,720 円	272 円	
	402 単位（30 分以上）	4,310 円	431 円	
退院時共同指導加算	600 単位	6,420 円	642 円	
特別管理加算Ⅰ	500 単位	5,350 円	535 円	1月につき1回
特別管理加算Ⅱ	250 単位	2680 円	268 円	1月につき1回
看護体制強化加算	100 単位	1,070 円	107 円	1月につき1回

※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の訪問看護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

■ 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。

通常の事業の実施地域を越えた地域にお住まいの方	400 円

■ その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担となります。

■ キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日の午後５時までに連絡があった場合 ※但し、祝祭日等で前日が休日の場合は、当日の朝８時３０分迄に連絡ください。	無　料
利用日の当日に連絡がなかった場合	940 円

■ 利用料等のお支払方法

① 前月分の利用料を翌月 15 日までに請求いたします。
② 支払い方法は現金、又は金融機関からの引き落としとなります。
③ 引き落としの場合は翌月 27 日に指定金融機関の口座から引き落としとなります。手数料は利用者の御負担となります。
④ 金融機関からの引き落としをされる場合、手続き完了までは、現金でのお支払いとなります。
⑤ 現金でのお支払いを希望される方は、お釣りの無いようにご協力をお願いします。

5　サービスの利用方法について

（1）　サービスの利用開始について

① かかりつけ医（担当医）の「訪問看護指示書」を確認後にサービスの提供を開始します。
② その後も、引き続き、かかりつけ医（担当医）からの「訪問看護指示書」が必要ですので、定期受診をお願いします。
③ 利用者が「急性増悪等」により一時的に頻回の訪問を必要とする場合、かかりつけ医（担当医）からの特別指示書の交付により、交付の日から１４日間を限度として医療保険の対応となります。従って、この期間は、介護保険は利用できません。
④ 訪問看護開始後は、「訪問看護指示書」においては、当事業所からかかりつけ医（担当医）に依頼致します。

※ 居宅サービス計画を依頼されている場合は、事前に担当の介護支援専門員（ケアマネージャ）とも相談ください。

（2）　訪問について

① 訪問の曜日や時間帯については、利用者やご家族の方のご要望を伺いながら、担当介護支援専門員(ケアマネージャ)と相談し、当事業所との調整により訪問日を決定します。

※ 通常、訪問看護は一人の担当看護師が訪問し、訪問看護計画に基づいてサービスを提供します。しかし、当事業所においては、緊急時のご相談に対応できるように複数の看護師が関わらせて頂いています。(完全担当制ではありません)

② 毎回の訪問に際しましては、伺う時間が前の利用者の状況や交通事情等により定刻より時間が前後する場合があります。大幅に変更がある時は、ご連絡いたします。

※ 緊急時訪問看護加算をご利用の方からの時間外のご相談は、事前に手渡した「訪問緊急連絡先」にご連絡ください。相談の内容に応じて、臨時訪問をさせていただきます。

(3)　サービスの変更について

① 訪問の追加や変更、緊急時対応をご希望される場合はご相談ください。

② ４項【キャンセル料】に記してある通り、サービスの中止に際しては、キャンセル料が発生する場合がありますのでご注意ください。

(4)　サービス提供の終了について

① 利用者のご都合でサービスの提供を終了する場合

○かかりつけ医（担当医）に相談のうえ、サービスの提供を終了される日の７日前までにお申し出ください。

② 事業所の都合でサービスの提供を終了する場合

○人員不足等のやむを得ない事情が発生した場合、１か月の予告期間をもって文章で通知いたします。

③ 利用者が３か月以上に渡り、ご入院（施設入所）等で利用ができなくなった場合は、自動的に終了となります。

④ 利用者が正当な理由なく利用料を３か月以上滞納した場合は、事業所は１か月以内の期限を定めて督促し、支払いがないときは契約を解除する事ができます。

⑤ 当事業所が理由なくサービスの提供をしない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族の方等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は、当事業所が破産した場合は、利用者は契約を解除する事ができます。

⑥ 利用者が正当な理由なく、又は、故意に指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の利用に関する指示に従わず、要介護状態を悪化させた場合、又は、常識を逸脱する行為をなし、改善しようとしないなどの理由で、サービスの提供の目的が達せられないと判断したときは１ヶ月以内の文章による予告期間を以て契約を解除致します。

⑦ 利用者が死亡、入所または転出された場合、サービスの提供は終了いたします。

⑧ 利用者の病状、要介護等の改善により、訪問看護（介護予防訪問看護）の必要を認めらなくなった場合、サービスの提供は終了となります。

(5)　その他（注意事項）

○看護師等の心身に危害を及ぼす行為は行わないでください。

○訪問看護のサービスの提供を困難にする行為があれば、サービスの提供を中止させていただきます。

○ペットを飼われている場合、訪問時にはゲージや別室に待機させて下さい。

○同居の家族に対しての訪問看護のサービスの提供は、おこなっておりません。

○金品（飲食に関するものを含む）全ての物に関する供与は、利益供与違反になりますので、ご辞退させていただきます。

6　事業所の特色等

（1）　事業の目的

事業所が行う指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、当看護職員等が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある要介護者（要支援者）に対し、適正な訪問看護（介護予防訪問看護）サービスを提供することを目的とする。

（2）　運営方針

① 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

② 指定訪問看護事業所の従業者は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

③ 指定介護予防訪問看護事業の従業者は、利用者が要支援となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

④ 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係二市一町、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

⑤ 前①から④のほか、「介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」（平成２４年京都府条例第２７号）及び「介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」（平成２４年京都府条例第２８号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（3）　その他

常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るために、年間計画により全国訪問看護事業協会・財団、全国・京都府看護協会が主催する研修会及び学会へ参加している。

7　サービス内容に関する苦情等相談窓口

（1）苦情相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表のとおり設置します。

当事業所　相談窓口	窓口責任者：京都府済生会訪問看護ステーション 所長　池垣　麗子 受付時間：　月曜日から金曜日　８：４５～１７：３０ 連絡先：　電話　075-956-9461・075-874-1559 FAX　075-874-2791・075-874-1663 面接場所：　当事業所
介護保険ご利用者様 相談窓口	長岡京市：　長岡京市高齢介護課 電話　０７５－９５５－９７１３

受付時間：月曜日から金曜日 8:30～17:00	向日市：　向日市市役所 電話　０７５－９３１－１１１１（代表） 大山崎町：　大山崎町役場 電話　０７５－９５６－２１０１（代表）
京都府国民健康保険 団体連合会	受付時間：　月曜日から金曜日 ９：００から１７：００ 電話番号：　０７５－３５４－９０９０

介護予防訪ご利用者様 相談窓口 受付時間：月曜日から金曜日 8:30～17:00	長岡京市：　東地域包括支援センター（総合生活支援センター内） 電話　075-963-5508 北地域包括支援センター（特別養護老人ホーム旭が丘ホーム内） 電話　075-955-9007 南地域包括支援センター（老人保健施設アゼリアガーデン内） 電話　075-957-1119 西地域包括支援センター（特別養護老人ホーム竹の里ホーム内） 電話　075-323-7889 向日市：　向日市北地域包括支援センター（ケアセンター回生内） 電話　075-934-6887 向日市中地域包括支援センター（福祉会館 2 階） 電話　075-921-1550 向日市南地域包括支援センター（向陽苑内） 電話　075-921-0061 大山崎町：　大山崎地域包括支援センター（なごみの郷内） 電話　075-952-6533

（2）苦情処理の体制及び手順について

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

○　当事業所相談窓口責任者にご連絡ください。
○　相談窓口責任者は、利用者と当事者との話を聞き、情報収集を行い適切に対応いたします。
○　結果及び改善点や対策等につきましては、利用者に回答いたします。
○　苦情内容により、京都済生会病院の苦情処理に則り対応していきます。
○　尚、二市一町の相談窓口等にも報告いたします。

8　緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等)、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業所等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

9　事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者の緊急連絡先（ご家族等)、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等、二市一町及び京都府に報告を行います。

１０　賠償責任について

事業所は、居宅サービスの実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。ただし、看護サービスにおいて十分なリスクを説明し、適切な処置を行っても起こり得ること等、事業所に故意、過失がない場合は、この限りではありません。

１１　個人情報の保護及び秘密の保持について

（１）事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

（２）事業所が得た利用者及びその家族の個人情報、については介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文章により得るものとします。

（３）得られた情報に関しまして、カルテに綴じ施錠できる場所に保管又は、メモ等の記録はシュレッダーにて処理しております。

（４）職員の退職後は、京都済生会病院個人情報規約に則り、在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。

１２　災害発生時や気象庁からの警報が発令された場合の対処方法

災害発生時や気象庁からの警報が発令された場合は、訪問看護が予定されていても看護師の到着を待たずに一刻も早く避難するなど、安全策をお取りください。また、下記の各号の一つに該当する場合、看護師の安全が確保できない状況にあると判断した場合は、訪問看護のサービス提供は行いません。

（１）気象庁から気象または地震に関する警報が発令された時
（２）気象庁から関西圏に地震注意報または地震予知情報が発令された時
（３）交通機関等の遮断及び危険な状況と判断した時
（４）当事業所が災害に遭い、訪問看護のサービス提供が困難になった時

１３　虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に揚げる通り必要な措置を講じます。

（１）事業所は、利用者の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。身体拘束も緊急やむを得ない場合を除き、原則として行いません。
事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ市町村へ報告します。

（２）事業所は、虐待防止のための指針を整備するとともに、
利用者様の権利擁護、サービスの適正化に向けた定期的な職員研修等を実施するものとします。
（３）事業所は、前項の措置を適切に実施するために虐待防止担当者を配置します。
（４）事業所が身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は、次の３つの要件を満たした時とし、実施した場合はすみやかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切に記録します。
① 切迫性：利用者本人または利用者の家族の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
②非代替制（ひだいたいせい）：身体拘束その他の行動制限に他に代わる対応方法がない。
② 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

１４　感染症対策について

訪問先や事業所内において、食中毒や感染症が発生又は蔓延しないよう、必要な措置を講ずるための体制を整備し、利用者及び職員の安全を確保するための対策を実施します。

（１）感染症対策の基本的な考え方及び具体的対策について、全職員を対象として周知徹底を図る。
（２）周辺地域の観戦情報を収集・把握し、迅速な対応が取れるよう感染症に関わる情報管理を行う。
（３）報告が義務付けられているものについては、速やかに行政及び保健所に報告する。
（４）平時より利用者・職員の健康管理の把握に努める
（５）職員は必ず、予防接種を受ける
（６）定期的な研修は、年１回以上とし会議を開催する。感染発症時には、随時開催する。

１５　看護学生及び関係機関からの臨地実習、研修の受入れについて

当事務所は、看護学生や看護協会依頼の臨地実習並びに、京都済生会病院看護部の研修の受け入れをおこなっています。看護師育成のための看護教育にご理解いただき、訪問看護師との同行訪問にご協力をお願い致します。
同行訪問する際には、事前にご連絡を致します。また、同行訪問に同意できない場合は申し出てください。拒否により、サービスの内容に不利益な扱いを受けることはありません。

１６　サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証をご提示お願いいたします。
また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、訪問看護（介護予防訪問看護）のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

事業者

所　在　地：　京都府長岡京市下海印寺下内田 101 番地
事業者（法人）名：　社会福祉法人恩賜財団済生会支部京都府済生会
事業所名：　社会福祉法人恩賜財団京都府済生会訪問看護ステーション
事業所指定番号：　２６６３０９００１３
代表者名：　所　長　　池垣　麗子

説明者

職　　名：　社会福祉法人恩賜財団京都府済生会訪問看護ステーション
　　看　護　師
氏　　名：

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

令和　　年　　月　　日

利用者本人

住　　所：

氏　　名：

（署名・法廷）代理人

住　　所：

氏　　名：　　（続柄　　）

電話番号　　自　　宅：　　－（　　）－

携帯電話：　　－　　－